

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダラ本州太平洋北部系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	志田 恵洋
所 属 又 は 職 業 等	岩手県沿岸漁船漁業組合

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

マダラ本州太平洋北部系群は青森県沖から茨城県沖にかけて広く分布し、沿岸漁業及び水産加工業者にとって非常に重要な水産資源であり、沿岸地域経済への影響は非常に大きいものである。特にマダラの集積地となっている宮古港には岩手県内の7～9割の水揚げが集まっており、宮古港のマダラ水揚量は2010年から6年連続日本一！残念ながら2016年に釧路港に日本一の座を渡したものの、その後も本州一の水揚量を誇り、「宮古の真鱈」は、洋上で施氷箱詰めされてから水揚げされるため、刺身でも食べられる鮮度の良さが最大の自慢として、毎年「宮古の真鱈まつり」等開催して地域経済の発展に大いに貢献している。

しかしながら、東日本大震災の被災により漁獲圧が減少し、一時的に増加したと思料されるマダラ資源は、2013年以降、水揚量は減少傾向にあり、近年はピーク時の約2割の水揚量と資源の減少を大変危惧している。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

岩手県では県内に水揚げされる水産物については岩手県水産技術センターの「いわて大漁ナビ」により統計情報が速やかに入手出来、過去の漁獲状況等と比較検討できるが、他道県の漁獲状況については集計方法、情報提供方法がバラバラであるため、太平洋北部海域の漁獲量の把握に非常に難儀しているところである。

今後、資源管理を検討していく上では海域別、漁業種類別の漁獲量の把握が非常に重要であることから、漁獲量等統計情報のスムーズな入手方法の確立を期待する。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源評価結果に基づき最大持続生産量(MSY)を実現する親魚量の算出については評価するが、現場の漁業者としては、如何にすれば持続的・安定的に高い水準での漁獲の維持が出来るか求めるものである。

そのための手法としては、TACによる総漁獲量でのコントロールのみならず、産卵親魚の保護、仔稚魚の保護、小型魚の保護、産卵場の環境保全・保護・造成など資源管理目標の達成のための手法検討が必要かと思料する。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

令和2年9月に国が公表した「新たな資源管理について」では、資源管理の手法として、インプットコントロール(操業隻数、トン数、操業期間、馬力数など)、テクニカルコントロール(漁具制限、サイズ制限、地域制限、漁期制限など)、アウトプットコントロールを掲げているが、漁獲シナリオ(漁獲圧力の決定方式)の選択においては、現場の声をよく聞いたうえで、インプットコントロール、テクニカルコントロールの吟味、検討のうえ、適切な漁獲シナリオの選択が必要かと思料する。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

底びき網など非常に漁獲効率が高く、小型魚から産卵親魚まで無差別に根こそぎ漁獲する漁業と選択的に大型魚を漁獲する底はえ縄漁業を同列で数量管理のテーブルに載せることには異議がある。

近年は親魚が減少しているにもかかわらず漁船隻数は減少している漁業種類もあるが、漁獲量の多い漁業種類では依然と同じレベルのものもあり、獲り過ぎとなっているのではないかと危惧している。

資源管理において数量管理の導入だけでなく、本来あるべき産卵親魚の保護、仔稚魚の保護、小型魚の保護、産卵場の環境保全・保護・造成や漁獲圧のコントロールの方法など資源回復のための積極的な管理の在り方を検討し施策として実施すべきである。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容(体長制限、禁漁期間等)

「新たな資源管理について」で示してあるインプットコントロール、テクニカルコントロールの適切な導入とともに産卵親魚の保護、仔稚魚の保護、小型魚の保護、産卵場の環境保全・保護・造成などが必要かと思料する。

その場合は体長制限、禁漁期間等の設定もありうるものかと思料するが、底びき網漁業等網漁具による漁業とはえなわ釣漁業等釣漁具による漁業を一律に扱うのではなく、漁業種類ごとのきめ細やかな資源管理措置の導入が必要かと思料する。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

マダラ本州太平洋北部系群の生息地域及び産卵場である八戸、仙台地域。

マダラを漁獲利用している沖合底引き網漁業、定置網漁業、底はえ縄漁業、底刺網漁業者、魚市場関係者、水産加工業者、飲食店等地域サービス業関係者など

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

現在、資源管理の施策としてTACによる漁獲量制限をとっているが、本来は産卵親魚の保護、仔稚魚の保護、小型魚の保護、産卵場の環境保全・保護・造成など資源回復のための積極的な管理の在り方を検討し施策として実施すべきではないかと思料する。

⑧ 管理対象とする範囲(大臣管理区分、都道府県とその漁業種類)

マダラ本州太平洋北部系群を漁獲利用する全漁業種類

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

本県の小型船は主に底延縄、底刺網漁業で漁獲しており、2013年の約3千トンを一気に減少傾向である。岩手県資源管理協議会資料によると2019年、2020年は1歳魚の出現はほとんど見られなかったとのことであり、今後、漁獲量の減少が危惧される。

当該資源は底びき網漁業による漁獲が大きい、各漁業種で小型魚保護の対策が必要である。

マダラの資源変動要因は複雑であるようだが、TACによる資源管理が導入されたとしても各地先の資源状況、漁獲状況を調査し、TAC枠の臨機応変な対応を期待するとともに、産卵親魚の保護、仔稚魚の保護、小型魚の保護、産卵場の環境保全・保護・造成などや漁業種類ごとのきめ細やかな資源管理措置の導入など資源回復のための積極的な管理の在り方を検討し適切な施策を期待する。

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダラ本州太平洋北部系群、ヤナギムシガレイ太平洋北部系群、サメガレイ太平洋北部系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	福島県
所属又は職業等	福島県

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

--

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

当県においては、長期にわたる操業自粛を経て、令和3年4月から本格的な操業に向け、操業拡大中であることを考慮し、震災前の漁獲量を基準とした TAC 管理が必要。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

ヤナギムシガレイ等、ABC 算定のための基本指針の変更により、前年度から ABC が大幅に減少した魚種については、ステークホルダーに対するきめ細かい説明が必要。

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- （３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ヤナギムシガレイ太平洋北部系群
マダラ本州太平洋北部系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	江川 章
所属又は職業等	いわき市漁業協同組合組合長 福島県機船底曳網漁業協同組合連合会 理事

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

震災前の福島県沿岸におけるヤナギムシガレイ資源は、増加傾向にあった。震災後は、出荷制限が解除され操業対象種となった後、小規模な試験操業を実施してきたが、操業回数（漁獲圧）は震災前よりも少なく、本資源については、確実に増えてきている。

増加した資源を有効活用する観点からも、ヤナギムシガレイ、マダラの TAC 配分が、本県沿岸漁業の本格操業に向けた水揚げ拡大への妨げにならないようお願いする。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

- ④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

数量管理対象となった場合、漁獲量は震災前の数量を参考にして頂きたい。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- （３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダラ本州太平洋北部系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	阿久津 栄作（漁協としての意見）
所属又は職業等	平潟漁業協同組合 代表理事組合長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・当組合は、福島県と茨城県との県境に位置し、マダラを対象としたはえ縄漁業が営まれているほか、沖合底びき網漁業や小型機船底びき網漁業でもマダラが漁獲される。自身も沖合底びき網漁業を営んでいる。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・現在の茨城県で構築している漁獲情報収集システム（市場水揚げデータを県水産試験場を通じ電子的に収集するシステム）で問題ない。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・本県沖の操業状況は、平成23年の福島第一原子力発電所の事故をきっかけに大きく変わってしまい、現在もその風評被害については、完全に払しょくしたとは言えず、事故以前と比較し完全な操業回復には至っていない。それら事情を鑑み、漁獲可能量の設定等にあたっては、原発事故以前の10年間又は過去の最盛期のデータを基に算定するなどし、検討願いたい。
- ・特にマダラを対象としたはえ縄漁業は、事故後の風評被害の影響が未だ大きく十分な操業回復には至っておらず、他漁業を営みながら、経営を継続させている状況である。
- ・また、マダラについては、潮流の影響を受けやすい魚種であることから、本県沖の漁獲はその年の海況による影響を受けやすく、一概に過去の漁獲実績だけでは、漁獲可能量の設定は難しいと考える。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・前記②に同じ。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・前記②に同じ。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・ 特になし。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・ 茨城県内におけるタラ縄漁業者（主に平潟漁業協同組合）。
- ・ 茨城県底曳網漁業協議会。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・ 特になし。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・ 前記のとおり、マダラを対象としたはえ縄漁業は、事故後の風評被害の影響や潮流の影響から一概に過去の漁獲実績だけでは、漁獲可能量の設定は難しいと考えるところであるが、そのうえで、同じ漁協内において、大臣漁業（沖底）や同じ知事許可漁業（小底）と異なる漁獲管理を行うことは、沿岸漁業者にとって理解が難しいと感じる。
- ・ 例えば、はえ縄漁業者（タラ縄漁業者）は、漁獲規制がかかっているにも関わらず、同じ漁協内の沖底、小底は漁獲可能であった場合に、はえ縄漁業者の心情的に理解を得ることは、難しいと感じる。

（３） その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・ 末端の漁民には、今回の仕組みの理解度が低く、もっと理解で来るような説明が必要でないかと考える。

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダラ本州太平洋北部系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	玉置泰司
所属又は職業等	一般社団法人日本定置漁業協会 専務理事

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

県別・魚種別・漁業種類別統計は、現時点で農林水産省 HP により令和元年度しか公表されていない。TAC がどの県でどの漁業種類で設定されるのかを予測するためにも、少なくとも直近 3 年分については公表を行うよう要望する。農林水産省 HP による全魚種の公表が間に合わない場合、せめて資源評価報告書には掲載して欲しい。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

青森県内ではマダラは 3 系群が分布し、便宜的に市町村集落等の境界で各系群の漁獲量としている。ある系群で青森県の TAC が上限に達するなど、マダラの漁獲制限が行われる場合、市町村集落によって漁獲制限が行われる場合と行われない場合が生じる。制限されていない系群のマダラである可能性も考慮して、マダラの混獲水揚げを認めるようにして欲しい。また、マダラ類として合計して TAC を設定した方が良いのかもしれない。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

同系群については、複数の県で県別の TAC 配分が行われる可能性がある。特に青森県では定置網の漁獲量比率が高い。県別の TAC が上限に達するなど、マダラの漁獲制限が行われる場合、定置網でマダラが混獲した際に、マダラの水揚げが一切認められないとなると、箱網内の魚種構成としてマダラが大半である場合であれば逃がすことも可能であるが、その他の魚種の割合も多い場合には、定置網の漁法特性から他の魚種の水揚げも困難になってしまう。そのような場合にはマダラの混獲水揚げも認めるようにして欲しい。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

TAC 設定県の定置漁業者

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- （３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）